

令和6年度新たな戦略的拡大品目推進事業公募要領

神戸市経済観光局

(事業の目的)

第1条 近年の農業生産において国内需要だけでなく、海外での日本産農産物の需要が高まってきている。こうした中で、需要が高く農家所得の向上につながり、神戸市の特色となるような新たな品目を「戦略的拡大品目」と定め、その品目の生産拡大・品質向上・ブランド化等を図るため、資材・設備の導入や新たな取組み等に要する経費を補助する。

(事業の内容)

第2条 戦略的拡大品目の生産拡大・品質向上・ブランド化に資する事業のうち、次の(1)～(4)に掲げる経費を補助する。

(1) 設備導入費：生産拡大や品質向上に資する資材及び設備の導入にかかる経費

(例) 支柱、被覆資材等の農業資材、灌水設備等の農業設備

(2) 販路開拓費：ブランド化など新たな販路開拓に要する経費

(例) 外箱、梱包、ロゴ、出展料等

(3) 試験調査費：栽培や輸送、加工などに関する新たな取組みの試験や調査、研修にかかる経費

(例) 品種導入、輸出試験、専門家への謝礼等

(4) 苗木導入費：生産拡大、品質向上を図るための更新、及び耐病性品種、または新品種の導入に伴う苗木購入の費用。なお、同一品種での更新の場合には、早期成園化を図るための栽培法の変更や面積の拡大により、苗木本数が5%以上増加する場合に限る。

ただし、旅費、宿泊費、飲食費、直接人件費など市長が適切でないとする経費は対象外とする。

2 戦略的拡大品目は次のとおりとする。

品目名：いちじく

(事業実施の要件等)

第3条 補助金交付を受けることができる者（以下、「事業実施主体」とする。）は、次に掲げる要件を全て満たすもの又は特に市長が認めるものとする。

(1) 神戸市内に住所を有し、戦略的拡大品目の生産に携わっている農業者団体とする。ただし、本要領における「農業者団体」とは、3名以上の農業者で構成され、代表者その他の事項について定めた定款または規約を有する組織であることとする。

(2) 次条に掲げる成果目標から1つを選択し、達成することが見込まれること。

(成果目標)

第4条 前条(2)の成果目標は、次の(1)～(3)のいずれかとする。

(1) 実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の生産又は出荷量の5%以上の増加。

(2) 実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の作付面積の5%以上の増加。

(3) 実施年度の翌年度から3年以内に、生産者(団体員数)を10%以上、または3人以上の増加。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助金額は、予算の範囲内で総事業費の50%を上限とする。(審査により減額査定を行うことがある)

- 2 補助金額は、原則として1事業あたり100万円を上限とする。ただし、事業実施主体が第5条の要件を満たす複数の農業者団体により構成される連合体であり、かつ、その事業内容が当該事業の目的を達成するために著しく効果があると認められる場合は、200万円を上限とする。
- 3 1事業あたりの最低総事業費は、20万円とする。
- 4 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(募集方法)

第6条 市ホームページ等において募集する。

(事業の流れ)

第7条 事業のスケジュールは次のとおりとする。

- 1 公募期間 令和6年7月8日～令和6年7月31日
- 2 審査期間 令和6年8月上旬(事情により変更することがある。)
- 3 審査結果の通知 令和6年8月中旬(事情により変更することがある。)

(応募方法)

第8条 事業の実施を希望する者は、次のとおり申請の手続きを行うこととする。なお、提出書類については返却しない。

- 1 提出書類
 - (1) 応募申請書(公募要領様式第1号)
 - (2) 事業計画書(実施要領様式第1号)
 - (3) 収支予算書(実施要領様式第2号)
 - (4) 添付書類
 - ・導入する設備・資材の設計書(見積書, カタログ等)
 - ・圃場の地図や設置保管場所の写真等
 - ・その他市長が必要とする資料
- 2 提出方法
下記に、提出書類を持参または郵送、eメールにより提出すること。
ただしeメールで提出する場合はファイル形式をPDFとすること。
- 3 提出先
〒651-0087
神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館3階
神戸市経済観光局農水産課あて
e-mail: nousan_engei@office.city.kobe.lg.jp

4 受付期間

令和6年7月8日（月曜）～令和6年7月31日（水曜）必着

持参の場合は，上記期間の平日午前9時～正午，午後1時～午後5時までとする。

（補助対象者の審査）

第9条 補助金交付対象者の審査については，別に定める「新たな戦略的拡大品目推進事業審査要領」に基づき，行うこととする。なお、審査の経過については，公表しない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか，本事業の実施に関し必要な事項は，新たな戦略的拡大品目推進事業実施要領，同審査要領に定める。